

大和市告示第26号

大和市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年2月19日

大和市長 古谷田 力

大和市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の一部を改正する要綱

大和市パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和3年大和市告示第24号）の一部を次のように改正する。

第11条を第15条とし、第10条を第14条とする。

第9条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 宣誓に係るパートナーの一方又は双方が市外に転出したとき（市外への転出が一時的なとき及び双方が連携団体へ転出した場合であって、当該連携団体との協定に基づく所定の手続が行われたときを除く。）。

(3) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。

第9条第1項に次の1号を加える。

(4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

第9条第3項を削り、同条を第10条とし、同条の次に次の3条を加える。

（無効となる宣誓）

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じた時点以降に限って無効とする。

(1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

(3) 第3条各号の規定に反しているとき。

(4) 第4条第5項の規定に反して、住民票の写し等を提出しないとき。

（適用終了又は無効に係る交付番号の公表）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、第10条の規定により宣誓制度の適用を終了し、又は前条の規定により無効である受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（地方公共団体間の連携等）

第13条 市長は、パートナーシップの宣誓を推進するために、他の地方公共団体との連携を図るものとする。

2 市長は、他の地方公共団体との連携を図る場合にあっては、パートナーシップ宣誓制度の円滑な運用のために必要な手続について協定を締結するものとする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第1項中「宣誓者が宣誓要件（第3条第2号に掲げる要件については、本市に住民登録がある者に限る。第9条において同じ。）を満たしていると認める」を「第4条第2項の規定による宣誓書等の提出又は第5条の規定による申出書の提出があった場合において、宣誓者が第3条各号に掲げる要件に該当する」に、「に当該宣誓書の写しを添付し、」を「並びに当該宣誓書の写し（申出書を提出した者を除く。）」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（宣誓の特例）

第5条 前条の規定にかかわらず、連携団体（第13条第2項の規定による協定を締結した他の地方公共団体をいう。以下同じ。）から転入した者が、パートナーシップの宣誓に関する申出書（以下「申出書」という。）にその他市長が必要と認める書類を添えて提出したときは、前条第2項の規定による宣誓書等の提出をしたものとみなす。

別表中「第10条」を「第14条」に改め、同表第3号様式の項の次に次のように加える。

第4号様式	パートナーシップの宣誓に関する申出書	第5条
-------	--------------------	-----

別表第4号様式の項中「第4号様式」を「第5号様式」に、「第6条」を「第7条」に改め、同表第5号様式の項中「第5号様式」を「第6号様式」に、「第6条」を「第7条」に改め、同表第6号様式の項中「第6号様式」を「第7号様式」に、「第7条」を「第8条」に改め、同表第7号様式の項中「第7号様式」を「第8号様式」に、「第8条」を「第9条」に改め、同表第8号様式の項中「第8号様式」を「第9号様式」に、「第9条」を「第10条」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。